

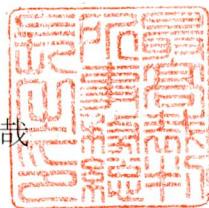
最高裁秘書第2321号

令和4年7月27日

林弘法律事務所

弁護士 山 中 理 司 様

最高裁判所事務総長 堀 田 真 敦



苦情の申出に係る対応について（通知）

下記1の苦情の申出について、当庁がした司法行政文書の不開示の判断は、下記2の答申を受けたことを踏まえ、相当であると判断しましたので、通知します。

記

1 苦情の申出の内容

(1) 苦情の申出に係る司法行政文書の名称等

庁舎全体に極めて高度なセキュリティを確保する必要がある最高裁判所の庁舎に、日本国民に対して図書館奉仕を提供する最高裁判所図書館（国立国会図書館法2条、20条及び21条1項参照）が設置されている理由が分かる文書

(2) 苦情の申出がされた日

令和3年11月24日付け（同月26日受付）

2 答申番号

令和4年度（最情）答申第7号

3 判断及びその理由

当庁において、作成又は取得していないとして文書を不開示とした判断は、結論において相当である。

担当課 秘書課（文書室）電話03（4233）5240（直通）